

○播磨町郵便応募型条件付き一般競争入札実施要綱

平成18年3月31日要綱第23号

播磨町郵便応募型条件付き一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、播磨町（以下「町」という。）が実施する郵便による条件付き一般競争入札（以下「郵便応募型入札」という。）の実施に関し、播磨町財務規則（昭和40年規則第1号。以下「財務規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 郵便応募型入札の対象案件は、業種、規模等を考慮して、播磨町入札参加者審査会において選定するものとする。

(入札の公告)

第3条 町長は、郵便応募型入札を実施するときは、財務規則第73条の規定により入札の公告をしなければならない。

(入札参加者の資格)

第4条 郵便応募型入札に参加することができるものは、財務規則第72条の2に規定する入札参加資格者名簿に掲載されているもので、次に掲げる条件を満たすものでなければならない。

- (1) 対象案件と同業種の登録があるもの
- (2) 播磨町指名停止基準（平成21年告示第7号）による指名停止期間中でないもの
- (3) 本社、営業所等を前条の公告で定める地域に有しているもの

2 町長は、前項に規定するもののほか、対象案件の内容により、郵便応募型入札の参加条件を別に定めることができる。

3 入札執行の日までに入札参加資格を満たさなくなったものは、入札に参加することができない。

(入札への参加申込等)

第5条 郵便応募型入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は、別に定める入札参加申込書、入札書及び積算内訳書に必要事項を記入のうえ、募集情報に定められた期限（以下「指定期限」という。）までに町長に提出しなければならない。

2 前項に定める書類のほか、募集情報に施工実績調書等の提出を要する旨を定めた場合にあっては、当該書類を提出しなければならない。

3 前2項に定める書類を提出する場合には、町が別に指定する入札参加申込専用封筒を使用し、一般書留郵便により、町が指定する郵便局へ留め置きで郵送しなければならない。

4 郵送した入札書等は、書換え及び引換えをすることができない。ただし、開札までの間は入札参加申込みの取消しを認めるものとする。

(資格審査)

第6条 町長は、前条の入札参加申込みを行った者（以下「申込者」という。）について、資格審査（入札参加資格の有無を判定する審査をいう。以下同じ。）を開札前に審査のうえ、入札参加資格を有する者（以下「入札参加者」という。）を決定する。

2 前項の規定にかかわらず、あらかじめ公告に記載した事項に係る資格審査は、開札後に行うことができる。

(郵便応募型入札の中止)

第7条 申込者がいないとき、又は前条第1項に規定する審査の結果、入札参加者がいないと

きは、当該郵便応募型入札は中止する。

(開札)

第8条 指定期限までに第5条第1項から第3項までに規定する方法により提出された入札書は、立会人を立ち合わせて、公告に定めた入札（開札）日に開札する。

(事後審査型入札)

第9条 第6条第2項の規定により開札後に資格審査を行う入札においては、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とし、落札者の決定を保留する。

2 前項の落札候補者となった者は、開札日の翌日から起算して2日以内（播磨町の休日を定める条例（平成元年条例第7号）第2条に規定する休日を除く。）に資格審査に必要な書類を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項に規定する書類の提出を受けた後、速やかに当該落札候補者の資格審査を行い、入札参加資格を満たしている場合は、当該落札候補者を落札者とする。

4 資格審査の結果、当該落札候補者が入札参加資格を満たしていない場合は、落札者が決定するまで、次順位者から順次資格審査を行う。この場合において、落札者の決定後は、他の入札参加者の資格審査は行わない。

(くじによる落札者又は落札候補者の決定)

第10条 開札の結果、落札者又は落札候補者となるべき同価の入札をした者が2以上あるときは、くじを引かせて落札者又は落札候補者を決定する。

(入札結果の公表)

第11条 町長は、落札決定後、次に掲げる方法により、入札参加者の入札金額、落札者及び落札金額等を公表するものとする。

(1) 契約担当課における閲覧（落札決定日以降）

(2) 町のホームページへの掲載（落札決定日の翌日以降）

(落札者への通知)

第12条 落札者を決定したときは、その旨を当該落札者に通知するとともに、契約手続について説明を行うものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。